

子どもとともに札幌の未来を考える

～子どもの権利条例の制定へ向けての検討課題～



未来を担う世界中の子どもたちが、心身ともに健やかに育つことは、私たちの願いです。

この願いを世界共通の規範とするため、国連では1989年に「子どもの権利条約」が採択され、日本も1994年に批准しました。

しかし、この願いはかなえられていると言えるでしょうか？

「子どもだから」という理由で、子どもの意見も聴かず、我慢をさせているようなことはありませんか？近くに、いじめや虐待で苦しんでいる子どもはいませんか？

そこで札幌市では、子どもを含めた市民の声を聞きながら、子どもに関してより体系的で実効性のある施策を進める指針となる「子どもの権利条例」の制定に取り組むことにし、平成17年4月に学識経験者や公募の市民、高校生など25人からなる「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」を設置しました。

検討委員会は、懇談会や出向き調査などで「札幌の子どもたち」の現状把握に努め、このたび「中間答申書」を作成しましたので、その概要をご紹介します。

是非、多くの市民の皆さんにこの<概要版>をお読みいただき、ご意見をお聞かせいただきたいと思っております。<概要版>は、「子ども版」もあります。

一緒に、子どもたちの未来、札幌の未来を考えましょう。

1. なぜ、いま子どもの権利条例が必要なのでしょう？

★「子どもの権利」の本質って…？

子どもの本質は、「やがて大人になること」。

誰もが、子ども時代に充実した生活を送り、成長・発達する権利があります。

「子どもの権利」の本質は、この「成長・発達する権利」ではないでしょうか？そして、これを支えるのが、子どもによる「意見表明権」です。

意見表明が保障された子ども時代を過ごすことで、子どもたちは人権感覚の豊かな大人になることができますのではないのでしょうか？



② 子どもの権利に関する大人の理解の促進

子どもの権利は、子どもが一人前の人間として成長していくうえで必要不可欠のものです。その理解が不足しているために、権利侵害が生み出されている可能性があります。

子どもたちをみるまなざしを変え、子どもへの関わり方を考えるきっかけをつくる必要があります。

③ 子どもの視点に立ったまちづくりの推進

子どもたちにとって「やさしいまち」は、大人にとっても「住みやすいまち」につながります。

これからは、まちづくりの過程に子どもたちが参加し、意見表明する機会を保障する必要があります。

① 権利侵害からの救済

懇談会や出向き調査の結果、過度なストレス、休息の不足、いじめ、暴力など、子どもたちへの人権侵害がみられました。

日々成長・発達する子どもたちにとって、「今」がとても大事です。そのため、迅速に子どもたちを権利侵害から救済する必要があります。

④ 「子どもの最善の利益」を総合的に保障する法的な枠組みづくり

条例は、子どもの権利救済や意見表明、参加の仕組みを新たにつくる根拠となります。

「子どもの権利条例」は、子どもの権利条約と札幌の子どもたちをつなぐ架け橋です。